

令和元年度 第2回

国民健康保険事業の運営に  
関する協議会資料

令和2年2月5日（水）

午後1時30分～

鳥栖市 市民環境部 国保年金課

## 目 次

I	令和2年度国民健康保険税の改定について……………	1
II	令和2年度 鳥栖市国民健康保険特別会計当初予算（案）について ……………	4
III	そ の 他 ……………	6
	(1)令和元年度特定健診について	
	(2)オンライン資格確認システムについて	

# I 令和2年度国民健康保険税の改定について

平成30年度からの国民健康保険制度の改正に伴い、国民健康保険の財政運営は、市町村単位から都道府県単位で行われることになり、県が国保財政運営の責任主体となりました。

県は、国から示された係数を基に県全体での医療給付費などの見込みを立てたうえで、国民健康保健事業費納付金を算定し、市町ごとの医療費水準や所得水準等により各市町の納付金を決定します。

この納付金を賄うために必要な市町ごとの標準保険税率が県から提示され、各市町は、この標準保険税率を参考に国民健康保険税を定めることとなっており、標準保険税率を賦課し、予定収納率分の保険税を徴収することができれば理論上は赤字にならない仕組みとなっております。

鳥栖市としては、これまで県が提示する標準保険税率に合わせてきた方針を踏まえ、県単位化後初の平成30年度決算が黒字であったため、余剰金（保険給付費交付金及び県単位化前の公費精算等の精算分を除く）の3分の1に相当する2,500万円を標準保険税率算定ツールに反映させ、再算定した税率を令和2年度の国保税率として下記のとおり改定したいと考えています。

## ①令和2年度国保税率改定案

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	10.24%	2.81%	2.40%	15.45%
均等割	26,141円	7,809円	9,869円	43,819円
平等割	37,778円	9,606円	6,047円	53,431円

## ②現行税率

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	10.36%	2.93%	2.09%	15.38%
均等割	25,438円	8,126円	8,175円	41,739円
平等割	38,440円	10,452円	4,917円	53,809円

## ③令和2年度国保税率改定案と現行税率の比較（差）（①－②）

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	△0.12 ㊦	△0.12 ㊦	0.31 ㊦	0.07 ㊦
均等割	703円	△317円	1,694円	2,080円
平等割	△662円	△846円	1,130円	△378円

## ◆令和2年度国保税率改定案算定過程について

### ④令和2年度 県提示標準保険税率 (R2.1月)

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	10.46%	2.81%	2.40%	15.67%
均等割	26,697円	7,809円	9,869円	44,375円
平等割	38,582円	9,606円	6,047円	54,235円

### ⑤県提示標準保険税率と現行税率の比較 (差) (④-②)

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	0.10 ㊦	△0.12 ㊦	0.31 ㊦	0.29 ㊦
均等割	1,259円	△317円	1,694円	2,636円
平等割	142円	△846円	1,130円	426円

### 標準保険税率の増減要因 <<R1 確定係数時→R2 確定係数時>>

		医療分	後期分	介護分
県全体で算定	県全体納付金	県全体で、 ▲約4億5,558万円	県全体で、 約▲7億1,407万円	県全体で、 ▲約1億3,687万円
	鳥栖市の納付金配分	所得(応能)のシェア ▲0.102ポイント 人数(応益)のシェア +0.023ポイント 鳥栖市影響額 ▲3,672万円	所得(応能)のシェア ▲0.07ポイント 人数(応益)のシェア +0.023ポイント 鳥栖市影響額 ▲5,512万円	所得(応能)のシェア +0.149ポイント 人数(応益)のシェア +0.136ポイント 鳥栖市影響額 ▲646万円
市町個別で算定	市の公費精算	前期高齢者交付金精算が 県レベルで精算となった 影響 鳥栖市影響額 +8,436万円	後期高齢者支援金精算 が県レベルで精算とな った影響 鳥栖市影響額 +2,757万円	介護納付金精算が県レ ベルで精算となった影 響 鳥栖市影響額 +2,110万円
	県提示時の影響額	+4,764万円	▲2,755万円	+1,464万円

#### ●R1：公費精算はH29分(県単位化前の分)

→鳥栖市は追加交付で、抑制財源として影響し、税率が下がる要因となった。

#### R2：公費の精算はH30分=県単位化後の分

→各市町の納付金を算定する前の県全体で公費精算

※昨年追加交付の鳥栖市は、今年は税率が上がる要因となった。

- 県が提示する標準保険税率は、市町の保険税率を決定するうえでの参考であり、  
県内同一条件の算定ツールで算出されるため、各市町の法定外繰入金や余剰金  
は、算定基礎に算入されていない。

## ◆余剰金算入の考え方について

- 収支が赤字の場合には、県財政安定化基金から借入れ、翌年以降の標準保険税率算定基礎に計上し3年間で返済することから、余剰金の対応についても、3年間で対応することを基本とする。
- 令和2年度税率については、県が提示する標準保険税率算定ツールの医療分に余剰金「7,762万円」のうち「退職者精算分262万円」を除いた「7,500万円」×（1年/3年）の『2,500万円』を算入し、再算定した標準保険税率とする。

### 標準保険税率算定ツール

各市町村の納付金（一般分）（d）

医療分①	●●●●●●●●●●円	後期支援金分	●●●●●●●●●●円	介護分	●●●●●●●●●●円
------	-------------	--------	-------------	-----	-------------

標準保険税率算定に必要な保険税総額（e）（医療分）

	項目名		項目名	項目名	
	基礎F設定値	市町設定値		基礎F設定値	市町設定値
<b>県への基金返済額（3年間）</b> 調整（+）	<b>税で賄うもの</b>		<b>市へ入ってくる公費            繰入金、交付金等</b> 調整（-）	前期高齢者交付金 R1: 8,436千円 R2: 0千円	
	・保険料率			・特別調整交付金	
	・特定医療等に要する費用			・保険者努力支援	
	・出生一時金、葬祭費			・特定健診等負担金	
	・保険税還付			・過年度の税入見込額	
			その他収入=余剰金		25,000,000円
	<b>税率が上がる要因</b>		<b>税率が下がる要因</b>		
	調整（+）計		調整（-）計		
	調整後標準保険税率算定に必要な保険税総額（e）【ウ】				①+②-③

余剰金：2,500万円算入

※令和元年確定係数時→令和2年度確定係数時→余剰金投入時

		医療分	後期分	介護分
県全体で算定	鳥栖市の納付金配分時	所得・人数のシェア 鳥栖市影響額 ▲3,672万円	所得・人数のシェア 鳥栖市影響額 ▲5,512万円	所得・人数のシェア 鳥栖市影響額 ▲646万円
	市町の公費精算	前期高齢者交付金が県レベルで精算となった 鳥栖市影響額 +8,436万円	後期高齢者支援金が県レベルで精算となった 鳥栖市影響額 +2,757万円	介護納付金が県レベルで精算となった影響 鳥栖市影響額 +2,110万円
市町個別で算定	県提示時の影響額	+4,764万円	▲2,755万円	+1,464万円
	余剰金の投入	▲2,500万円	±0万円	±0万円
<b>余剰金算入後の鳥栖市影響額</b>		<b>+2,264万円</b>	<b>▲2,755万円</b>	<b>+1,464万円</b>

## II 令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

### 【歳入】

(単位：千円)

款	令和2年度①	令和元年度②	①-②差額
1 国民健康保険税	1,479,598	1,474,960	4,638
2 使用料及び手数料	1,201	1,201	0
3 国庫支出金	0	1	▲1
4 県支出金	5,308,597	5,719,928	▲411,331
5 財産収入	1	1	0
6 繰入金	738,712	689,562	49,150
7 繰越金	1	1	0
8 諸収入	8,958	10,556	▲1,598
合 計	7,537,068	7,896,210	▲359,142

### <増減の主な理由>

#### 【歳入：1 国民健康保険税 増】

→国民健康保険税率等の増改定による増額。

#### 【歳入：4 県支出金 減】

→「歳出：2 保険給付費」の減に伴う財源であるため。

#### 【歳入：6 繰入金 増】

→令和2年度の税率抑制財源や退職者負担金精算のため、財源となる一般会計繰入金、基金繰入金の補正。

#### 【歳入：8 諸収入 減】

→退職者制度の該当者が0となったことに伴う減補正。

## 【歳出】

(単位：千円)

款	令和2年度③	令和元年度④	③-④差額
1 総務費	89,417	81,080	8,337
2 保険給付費	5,162,381	5,590,482	▲428,101
3 国民健康保険事業費納付金	2,060,532	2,020,318	40,214
4 共同事業拠出金	5	5	0
5 保健事業費	79,331	58,923	20,408
6 基金積立金	1	1	0
7 公債費	120,300	120,300	0
8 諸支出金	5,101	5,101	0
9 予備費	20,000	20,000	0
合 計	7,537,068	7,896,210	▲359,142

## ＜増減の主な理由＞

## 【歳出：1 総務費 増】

→会計年度任用職員制度開始及びシステム改修等に伴うもの。

## 【歳出：2 保険給付費 減】

→被保険者数が減となったため。

## 【歳出：5 保健事業費 増】

→受診率上昇に伴う健診事業費の増。

### Ⅲ その他

#### (1) 特定健診について

- 受診率向上の取組み (H30 目標：43% 実績：45.7%)

【がん検診との同時開催】R1：年15回中11回(R2は、18回すべて)

【特定健診に関する保険医療機関からの情報提供事業の実施】

- ・特定健診を受診していない方でも、診療における検査データが特定健診の検査項目を満たしている方は本人同意のもとで市町が診療における検査結果の提供を受け、特定健診の結果データとして活用する。

H30：49件

【受診勧奨】

- ・訪問(毎年受診が定着していない方)
- ・電話①9月：前年度、集団健診受診者  
②7・11月：受診意向調査ハガキの返信者、前年度受診有者
- ・ハガキ(6月、10月、1月)

- R1受診率について

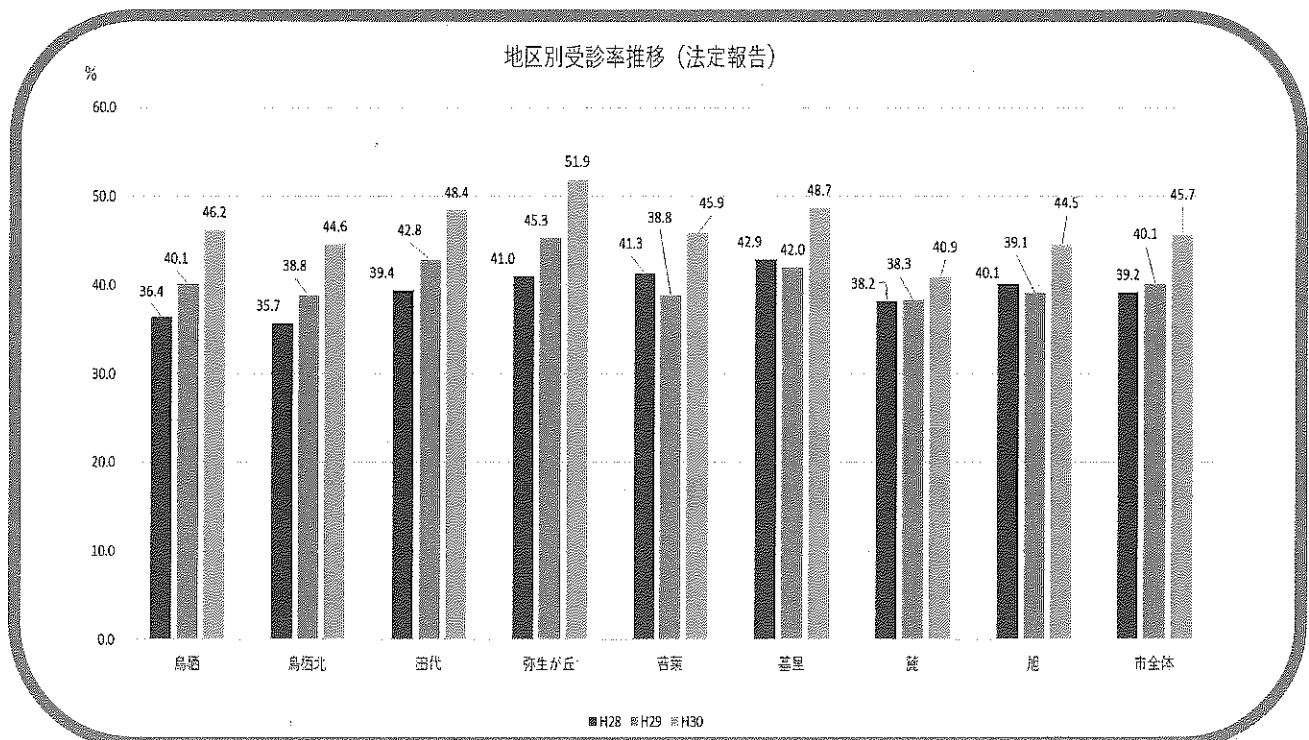
- ・昨年同時期(12月末現在)と比較すると受診率が伸びている。

H30.12月現在：32.3% R1.12月現在：34.0% (+1.7%)

◎2月・3月の特定健診受診日(集団健診)

2月14日(金)・3月8日(日) ←がん検診と同時開催

※個別健診は、各指定医療機関で3月末まで随時開催





## (2) オンライン資格確認システムについて

- ◆令和3年3月からスタート予定
- ◆顔写真入りのマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を活用して、被保険者の正しい資格情報を医療機関等受診の際にオンラインで効率的に確認できるようにする仕組み。
- ◆転職などで保険者が変わっても新たな保険証の発行を待たずに保険医療機関等で受診できるようになる。
- ◆マイナンバーカードの取得申請の際に電子証明書の発行を希望することが必要。
- ◆マイナンバーカードを健康保険被保険者証として利用するためには、本人の初回登録が必要。

※厚生労働省ホームページ

「オンライン資格確認・マイナンバーカードの保険証利用について」

### オンライン資格(概要)

#### ○オンライン資格確認(概要)

